

指定法人が適合すべき基準（案）

第1 基本要件

次のいずれにも適合すること。

1 活動地域	北海道内に主たる事務所がある特定非営利活動法人であること。
2 活動対象が主に公益	<p>実績判定期間における事業活動のうち、次に掲げる活動の占める割合が50%未満であること。</p> <p>ア 会員等に対する資産の譲渡、貸付け、役務の提供、会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動</p> <p>イ その便益の及ぶ者が次に掲げる者その他特定の範囲の者である活動</p> <p>(1) 会員等</p> <p>(2) 特定の団体の構成員</p> <p>(3) 特定の職域に属する者</p> <p>ウ 特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動</p> <p>エ 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動</p>
3 運営組織及び経理が適切	<p>運営組織及び経理に関し、次に掲げる基準に適合していること。</p> <p>ア 各役員について、次に掲げる者の数の役員の総数のうちに占める割合が、それぞれ3分の1以下であること。</p> <p>(1) 当該役員並びに当該役員の配偶者及び3親等以内の親族等</p> <p>(2) 特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の配偶者及び3親等以内の親族等</p> <p>イ 各社員の表決権が平等であること。</p> <p>ウ その会計について公認会計士若しくは監査法人の監査を受けていること又は法人税法施行規則第53～59条に規定する青色申告法人と同等に取引を記録し、帳簿及び書類を備え付けてこれらにその取引を記録し、かつ、当該帳簿及び書類を保存していること。</p> <p>エ その支出した金銭でその費途が明らかでないものがあることその他の不適正な経理が行われていないこと。</p>
4 事業活動内容が適正	<p>その事業活動に関し、次に掲げる基準に適合していること。</p> <p>ア 次に掲げる活動を行っていないこと。</p> <p>(1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成すること。</p> <p>(2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対すること。</p> <p>(3) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対すること。</p> <p>イ その役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは3親等以内の親族又はこれらの者と内閣府令で定める特殊の関係のある者に対し特別の利益を与えないことその他の特定の者と特別の関係がないものとして内閣府令で定める基準に適合していること。</p> <p>ウ 実績判定期間における事業費の総額のうちに特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること。</p> <p>エ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動に係る事業費に充てていること。</p>
5 情報公開が適切	<p>次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその事務所において閲覧させること。</p> <p>ア 事業報告書等、役員名簿及び定款等</p> <p>イ 指定の基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類並びに寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類、役員報酬又は員報酬又は職員給与の支給に関する規程及び収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項、助成金の実績を記載した書類等</p>
6 事業報告書等を提出	各事業年度において、事業報告書等をNPO法第29条の規定により所轄庁に提出していること。
7 法令違反等がない	法令又は法令に基づいてする行政庁の処分違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと。
8 設立から1年超経過	条例個別指定を申請した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること。

※上記2～8については、認定NPO法人の認定基準と同様の考え方による。

第2 公益性要件

1	公益性要件
次のいずれかに適合すること。	
ア	実績判定期間における経常収入金額に占める寄附金等の収入金額の割合が10%以上であること。
イ	実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上である寄附者の数の合計数が年平均50名以上であること。
2	公益性を向上させる要件
次のア～ウのいずれにも適合すること。	
ア	道民からの共感や信頼を受け、その活動に一定の認知がなされているものとして、次のいずれかに適合すること。
(ア)	その事業活動に関する情報をマスメディア ^{※1} を通じて実績判定期間の各事業年度において2回以上提供していること。
(イ)	その事業活動を掲載した会報誌等を実績判定期間の各事業年度において道内の公共施設等 ^{※2} に5か所以上設置していること。
(ウ)	道民を対象としたその事業活動に関する催物 ^{※3} を実績判定期間の各事業年度において4回以上開催し、かつ一般参加者が延べ100人以上であること。
(エ)	特定非営利活動へのボランティア ^{※4} の参加数が実績判定期間の各事業年度において延べ100人以上いること。 ただし、実人数が10人以上であること。
イ	地域課題の解決に向けて、国、地方公共団体、企業、大学、研究機関等と道内において協働 ^{※5} した実績が実績判定期間の各事業年度において1回以上あること。
ウ	事業を実施するための組織体制として、常勤 ^{※6} の事務局スタッフを1名以上配置していること。

(※) ここでいう1～6の用語について、次のとおり取り扱う。

NO.	用語	取扱い
1	マスメディア	不特定多数へ情報発信する媒体とし、道又は市町村が発行する広報誌、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌とする。
2	公共施設等	公共施設、民設の市民活動サポートセンター、学校、病院、小売店、飲食店など不特定多数が出入りする場所とする。
3	催物	セミナー、イベント、講習会等を通じて、知識や技術等の学習機会や交流や連携の場の提供等、道民に利益を提供するものであること。
4	ボランティア	法人の役員や社員等の関係者を除き、労働の対価を無償として自主的に活動に参加する人とする。ただし、交通費等の実費相当分の支給は考慮しない。
5	協働	NPO、企業、行政など社会的立場や目的の異なる組織が、共通の社会的な目的を果たすため各々がもつ資源（人材、物資、ノウハウ等）を持ち寄り、対等な立場で協力し合うことであり、協働の取組の確認方法は、客観性を担保するため、協定書等の書面で確認できるものを対象とする。
6	常勤	団体の就業規則等に定める常勤の従事者が勤務すべき時間数に達していることをいう。